

公益目的支出計画実施報告書

当法人は、平成24年4月1日に一般社団法人へ移行しましたが、公益目的支出計画の実施完了までの間、各事業年度ごとに公益目的支出計画実施報告書を作成し、昨年同様、各事業年度の経過後3箇月以内に内閣府に提出しなければなりません。

その概要は次の通りであり、公益目的収支差額は当初計画に比し順調に増大しておりますが、今後の実施事業の規模等を鑑み事業全体に及ぼす影響はありません。

以上につきまして、令和2年5月21日開催の定例理事会において承認されましたので、ご報告いたします。

(円)

	平成30年度 A		平成31年度令和元年度 B	
	計画*	実績	計画*	実績
公益目的財産額 (0)	207,651,188	207,651,188	207,651,188	207,651,188
公益目的収支差額 (1)	81,836,000	163,489,544	91,281,000	184,171,034
公益目的支出の額 (2)	18,745,000	38,490,626	18,745,000	35,659,282
実施事業収入の額 (3)	9,300,000	12,987,239	9,300,000	14,977,792
公益目的財産残額 (4)	125,815,188	44,161,644	116,370,188	23,480,154

*計画は移行当初提出の計画値です。

$$B(1) = A(1) + B(2) - B(3)$$

$$B(4) = B(0) - B(1)$$

公益目的支出計画の 完了見込み	計画上の完了見込み	令和15年3月31日
	早まる見込みの場合	令和04年3月31日

以上